

監査委員事務局組織に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月30日

岩手県監査委員 軽 石 義 則  
 岩手県監査委員 神 崎 浩 之  
 岩手県監査委員 寺 沢 剛  
 岩手県監査委員 沼 田 由 子

監査委員事務局組織に関する規程の一部を改正する訓令

監査委員事務局組織に関する規程（平成7年岩手県監査委員訓令第1号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(課の分掌事務)	(課の分掌事務)
第3条 監査第一課の分掌事務は、次のとおりとする。	第3条 監査第一課の分掌事務は、次のとおりとする。
(1) [略]	<u>(1) 監査事務の総合的企画及び調整に関すること。</u>
(2) [略]	(2) [略]
(3) [略]	(3) [略]
(4) [略]	(4) [略]
(5) [略]	(5) [略]
(6) [略]	(6) [略]
(7) [略]	(7) [略]
(8) [略]	(8) [略]
(9) [略]	(9) [略]
(10) [略]	(10) [略]
(11) [略]	(11) [略]
(12) [略]	(12) [略]
(13) [略]	<u>(13) 内部統制評価報告書審査に関すること。</u>
(14) [略]	(14) [略]
(15) [略]	(15) [略]
(16) [略]	(16) [略]
(17) [略]	(17) [略]
2 監査第二課の分掌事務は、次のとおりとする。	2 監査第二課の分掌事務は、次のとおりとする。
<u>(1) 監査事務の総合的企画及び調整に関すること。</u>	(1) [略]
(2) [略]	(2) [略]
(3) [略]	(3) [略]
(4) [略]	(4) [略]
(5) [略]	(5) [略]
<u>(6) 内部統制評価報告書審査に関すること。</u>	(6) [略]
(7) [略]	(7) [略]
(8) [略]	(8) [略]
(9) [略]	(9) [略]
(10) [略]	(10) [略]

(職及び職務)

第4条 [略]

2 前項に規定する職のほか、次表左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じ置くものとし、局付、主任、主任主事及び主事にあつては書記を、運転技士にあつては書記以外の者をもって充て、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
課		
	主任、主任 行政専門員	[略]
	[略]	

3 [略]

(職及び職務)

第4条 [略]

2 前項に規定する職のほか、次表左欄の区分に応じ、同表中欄に掲げる職を必要に応じ置くものとし、局付、特命課長、主任、主任主事及び主事にあつては書記を、運転技士にあつては書記以外の者をもって充て、その職務は同表右欄に掲げるとおりとする。

区 分	職	職 務
[略]		
課	<u>特命課長</u>	<u>上司の命を受け、部下の職員を指揮監督し、課の事務で特に命ぜられた事務を掌理するとともに、総括課長に事故があるとき、又は総括課長が欠けたときは、その職務を代理する。</u>
	主任、主任 行政専門員	[略]
	[略]	

3 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。